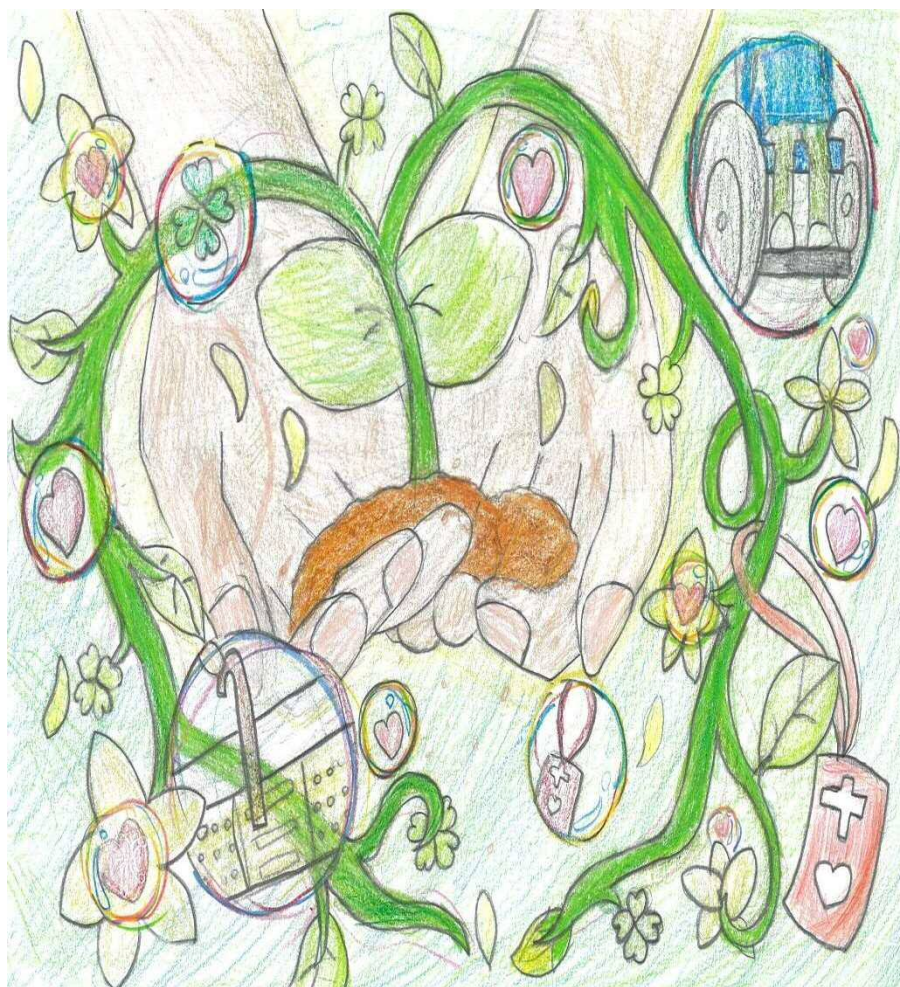


あんしん生活 サポートブック

令和7年度版



令和6年度福祉の日デザイン画 佳作 橋本 加恵さんの作品

もくじ

しょうがいしゃてちょう

障害者手帳ってなに？どんなことに使えるの？・・・・・・・・・・ 1

障害者手帳の種類

障害者手帳を持つまでの流れ

障害者手帳を持っていると使える制度

かね

お金のことはどうしたらいいのかな？・・・・・・・・・・ 2

各種福祉手当・障害基礎年金について

障害基礎年金について、くわしく知りたい！！

しょうがいふくし

障害福祉サービスってなに？・・・・・・・・・・ 4

障害福祉サービスとは

対象者・種類・利用者負担・利用までの流れ

あんしん

安心してくらすためにはどうしたらいいのかな・・・・・・・・・・ 6

どのようなくらしの場があるのかな

日常生活を過ごしやすくするための用具、こんながあります

げんき す

元気で過ごすためにはどうしたらいいんだろう・・・・・・・・・・ 8

病院に行く費用を助ける制度

健康相談窓口

はたら かた

どんな働き方があるの？・・・・・・・・・・ 9

自分にあっている職場を見つけるには、どうしたらいいのかな

一般就労（障害者雇用）、障害福祉サービスの就労（就労継続 A 型、就労継続 B 型、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援）

きがる かよ おな なや も なかま はなし
気軽に通ったり、同じ悩みを持つ仲間と話をしたり、

よ か たの
余暇を楽しめるところがありますか？・・・10

日中一時支援・地域活動支援センター・当事者、家族会・サークル活動
出かけることをお手伝いするサービス
電車・バスの料金は障害を持っていると割引されるの？

なや
悩みごとはあるけれど、どこに相談したらいいの？・・・・・・12
相談支援ってなに？

たいせつ せいかつ まも
大切なものや生活を守るために・・・・・・13

福祉サービス利用援助事業
成年後見制度
ちょこっと困りごとサポート

あんしん せいかつ かんきょう
安心して生活する環境づくり・・・・・・15

虐待相談センター
障害者差別解消法

障害者手帳ってなに？ どん^{つか}なことに使えるの？



障害の種類と状態にあった手帳を取得すると様々な福祉サービスを受けることができます。

《障害者手帳の種類》

種類	内容	等級
身体障害者手帳	身体に障害があると認められたかた	1 級から 6 級
療育手帳	知的に障害があると認められたかた	㊶・A・B・C
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患のため、日常や社会生活に制約があると認められたかた	1 級から 3 級

《障害者手帳を持つまでの流れ》

- ①川口市役所障害福祉課に申請をします。※医師の診断書が必要な場合があります。
- ②埼玉県や川口市で審査があります。
- ③障害があると認められた場合、障害者手帳をお渡しします。



《障害者手帳を持っていると使える制度》

手 当



福祉サービス



福祉用具の購入の交付・給付



医 療 費 の 助 成



就 労 支 援



交 通 料 金 の 割 引



※お持ちの障害者手帳の種類や等級によって、使える制度が違います。

＜お問い合わせ・申請窓口＞

川口市役所 障害福祉課手帳係



048-259-7678



048-259-7943

かね お金のことはどうしたらいいのかな？



生活するためにはお金が必要です。働いてもらう給料のほかに年金制度や手当の制度があります。

〈福祉手当について〉

障害に関する手当には下記の種類があります。

- 障害児福祉手当・・・20歳未満で、重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。(支給額は月額16,100円)
- 特別児童扶養手当・・・重度または中度の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している方に支給されます。(所定の診断書等の判定が必要です。1級：月額56,800円、2級：月額37,830円)
- 特別障害者手当・・・20歳以上で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。(月額29,590円)
- 川口市障害者福祉手当(市の制度)
 - ・・・市内に住所を有する在宅の重度障害者の方に支給されます。(手帳の等級等により、月額5,000円もしくは3,000円が支給されます。)

※支給されるためには、該当の手帳を所有していること、診断書の提出や収入を確認すること確認する必要があります。

※支給額は変わることがあります。

＜お問い合わせ・申請窓口＞

川口市役所障害福祉課手帳係 ☎ 048-259-7678
☎ 048-259-7943

〈障害基礎年金について〉

障害基礎年金は、病気や障害の程度によって生活や仕事ができなくなった場合に受け取ることができる年金です。年金を受給するためには受給条件があります。受給条件はそれぞれちがうので、申請手続きが必要です。詳細は下記の窓口でご相談ください。

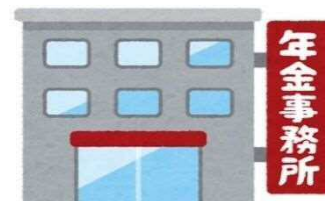
障害基礎年金は障害の程度に応じて、1級と2級があります。障害の程度は医師の意見書等によって、決まります。

- 1級…1,039,625円/年(86,635円/月)
- 2級…831,700円/年(69,308円/月)

※状況により、支給額は異なります。

＜お問い合わせ・申請窓口＞

浦和年金事務所 ☎ 048-831-1638 ☎ 048-831-1638
川口市役所国民年金課 ☎ 048-259-7667 ☎ 048-258-4805



しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金について、くわしく知りた^しい！！

障害基礎年金とは・・・

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。年金を受給するためには要件があります。

<受給要件>

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満のかたで、年金制度に加入していない期間。
2. 初診日前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
3. 障害の状態が、障害認定日または20歳に達した時に、障害等級表に定められている1級または2級に該当していること。

1 級	他人の介助を受けなければ、日常生活のことのほとんどができないほどの障害の状態。 活動の範囲がベッドの周辺に限られるようなかた。
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難であり、労働によって収入を得ることができない状態。 活動の範囲が家屋内に限られるようなかた。

<手続き>

初診日が18歳と6ヶ月より前の場合は、20歳を迎える誕生月の3ヶ月前を目安に、初診日が18歳と6ヶ月以降の場合は、初診日から1年と3ヶ月前後を目安に、川口市役所国民年金課または浦和年金事務所、ねんきんサテライト川口にて手続きに関する相談を行ってください。

！！障害福祉課からのお願い！！

身体障害者福祉手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳等の等級は、障害年金の等級とは異なりますので、あらかじめご了承ください。なお、障害年金の請求を行う際には医師の診断書が必要になりますので、診断書の作成を依頼できるよう通院先の調整をお願いします。

<障害年金に関するお問い合わせ先>

川口市役所国民年金課	☎ 048-259-7667（給付係）	☎ 048-258-4805
浦和年金事務所	☎ 048-831-1638（代表）	☎ 048-833-7019
	☎ 048-831-1489（予約専用ダイヤル）	
ねんきんサテライト川口	☎ 048-227-2362（代表）	☎ 048-227-2365
	☎ 0570-05-4890（予約専用ダイヤル）	

※障害年金に関する相談・手続きの際は、電話予約をお願いします。

障害福祉サービスってなに？

自宅で生活をするとき、施設で支援を受けたいとき、

仕事や生活の訓練を受けたいときに使えるサービスです。

○障害福祉サービスの対象となる方

身体障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、精神障害者手帳を持っている方、難病等の方、自立支援医療制度を利用している方

※障害福祉サービスを利用するために医師意見書が必要な場合があります。

障害福祉サービスの種類

【手伝ってもらふサービス】



サービスの種類	サービスの内容
居宅介護（ヘルパー）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動を補助します。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【住むためのサービス】



サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【通うサービス】



サービスの種類	サービスの内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。



自立訓練 (生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために(宿泊)訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問などにより必要な支援を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、訪問して必要な助言などの支援を行います。
就労選択支援 令和7年10月新設	自分に合った就労の方向性・働き方・就労先を主体的に選べるよう、「適正や能力のアセスメント」や「他機関連携の情報整理・支援調整」を専門支援員が行い、自己決定支援を行います。

＜利用者負担額について＞

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯、住民税非課税世帯	0円
住民税課税世帯※1（所得割16万円未満、20歳以上の施設等入所者、グループホーム入居者を除く）	【施設等入所者以外】障害者 9,300円 【20歳未満の施設等入所者】9,300円
住民税課税世帯（※1の方を除く）	37,200円

＜障害福祉サービス利用までの流れ＞

①相談・申請

障害福祉課または市内の相談支援事業所に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は障害福祉課へ申請します。相談支援専門員による代行も可能です。

②認定調査

調査員がご本人の身体状況や生活状況について確認します。審査会でご本人の障害支援区分が決定します。判定にあたり、医師の意見書を取り寄せる必要があります。

※就労・訓練系のサービスのみの場合は、医師の意見書は必要ありません。

※審査会では「障害支援区分」が決められます。区分は、非該当、区分1～6に分かれます。数字が大きいほど支援の必要度が高くなります。

③サービス等利用計画書の作成

作成をお願いしたい相談支援事業所を決定します。また、相談支援事業所に代わりご本人やご家族、支援者がセルフプラン（自己制作）を作成することもできます。できあがった計画書は障害福祉課に提出します。

※サービス等利用計画書とはこれからのくらしの希望、今困っていること、どのような障害福祉サービスをどのくらい利用したいかなどをまとめた計画書です

④サービスの支給決定

提出されたサービス等利用計画を踏まえ、サービスや支給量等を決定し、受給者証を交付します。

⑤事業者との契約・障害福祉サービスの利用開始

事業所と契約を交わし、サービス利用の開始となります。

＜お問い合わせ・申請窓口＞

川口市役所障害福祉課支援係 ☎ 048-259-7926 📠 048-259-7943

各川口市障害者相談支援センター あんしん生活サポートブックP12をご確認ください。



安心してくらすためにはどうしたらいいのかな

ひとりでくらすのは不安がある。住み慣れた場所でくらし続けたい。そんな気持ちに寄り添うくらしの場はどのようなところがあるのかな。

24 時間、365 日職員がいる体制の中、集団生活をします。

《施設入所支援》

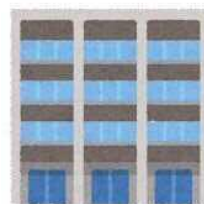
主に重度障害がある人を対象に施設の中で、夜間や休日のくらしに必要な、食事や入浴などのお手伝いをします。

《療養介護》

病院などの医療機関に入院しており、一定の条件に該当するかたに対し、機能訓練や看護、日常生活の介護等を行います。

《グループホーム（日中支援型）》

障害者の重度化・高齢化に対応するために、施設の中で、くらしに必要な食事や入浴などのお手伝いをします。昼間も施設内で過ごします。



昼間は職場や通所サービスに通い、家やアパートで一緒にくらしします。

《グループホーム（包括型）》

一軒家やアパートに、数人で一緒にくらしします。生活支援員が日常生活上の援助や介助を行います。昼間は職場や通所サービスに通います。



ヘルパーを利用して、食事や掃除、洗濯等の一人では難しい部分を手伝ってもらいながらくらすかたもいます。

（障害の程度によって、利用できるサービスの量が変わります。）

《自宅》

住み慣れた家で、くらし続けるかたもいます。

《公営住宅（県営住宅・市営住宅）》

入居資格が定められていますが、民間アパートより家賃が安く、身体障害者向けのバリアフリー住宅もあります。入居するためには抽選等が必要です。

《民間住宅》

公営住宅のような入居要件はありません。自分の条件に合う物件を探すことができますが、家賃は他の住居より高くなることが多いです。



にちじょうせいかつす ようぐ 日常生活を過ごしやすいするための用具、こんなものがあります。

障害によっては、自分ではどうにもならない不便なことがあります。そんな時に毎日の生活を助けてくれる道具、補装具と日常生活用具があります。

補装具ってなんだろう・・・

身体の不自由なところを補って、日常生活や職場での作業をしやすくするために、補装具を必要とする身体に障害があるかたに、補装具の購入や修理、借り受けにかかる費用を支給します。

日常生活用具ってなに？

障害のあるかたが日常生活を容易にするために、障害の種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

補装具や日常生活用具の対象者となる人ってどんな人？

市内に住んでいる障害のあるかた、難病のかた。

※介護保険制度や労災保険、健康保険での交付・貸与の対象となる場合がありますので、利用を考えているかたは、利用を始める前に障害福祉課までご相談ください。

●補装具、日常生活用具の一例



車いす



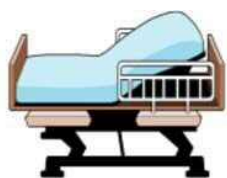
補聴器



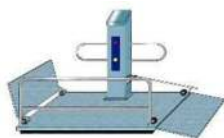
下肢装具



T字杖



特殊寝台



段差昇降機



電気式たん吸引機



入浴補助用具

<お問い合わせ・申請窓口>

川口市役所障害福祉課支援係 ☎ 048-259-7926 📠 048-259-7943

げんき す
元気で過ごすためにはどうしたらいいんだろう・・・



元気に過ごすために病気にならないようにしたり、必要な治療をすることが必要です。治療費を助ける制度があります。

<自立支援医療>

精神通院

精神疾患があり医療機関で継続して治療を受ける必要があるかたの医療費の一部を公費で負担します。

※所得が一定以上あるかたは、給付の対象とならない場合があります。



<お問い合わせ>

川口市役所障害福祉課手帳係

☎048-259-7678 📠048-259-7943

更生医療

身体上の障害があり、障害の軽減や社会生活の円滑化に効果のある特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

※身体障害者手帳所持が条件になります。



<お問い合わせ>

川口市役所障害福祉課給付係

☎048-271-9443 📠048-259-7943

重度心身障害者医療費助成

重度の障害者医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。

※障害の程度等により対象とならない場合があります。



<お問い合わせ>

川口市役所障害福祉課手帳係

☎048-259-7678 📠048-259-7943

指定難病の医療給付制度

対象疾病の治療を指定医療機関で受ける際の医療費などの一部を公費で負担します。



<お問い合わせ>

川口市保健所疾病対策課難病相談係

☎048-423-6708 📠048-423-8852

<健康面の相談窓口>

○川口市保健所疾病対策課

感染症、難病及び精神疾患等の相談や指導を行っています。

<お問い合わせ> ☎感染症係 048-423-6726

難病相談係 048-423-6708

精神保健係 048-423-6748

📠 048-423-8852

○川口市保健所地域保健センター

地域保健センターや各地区の保健ステーションで、健康に関するご相談をお受けしております。

<お問い合わせ>

☎ 048-256-1120

📠 048-256-2023

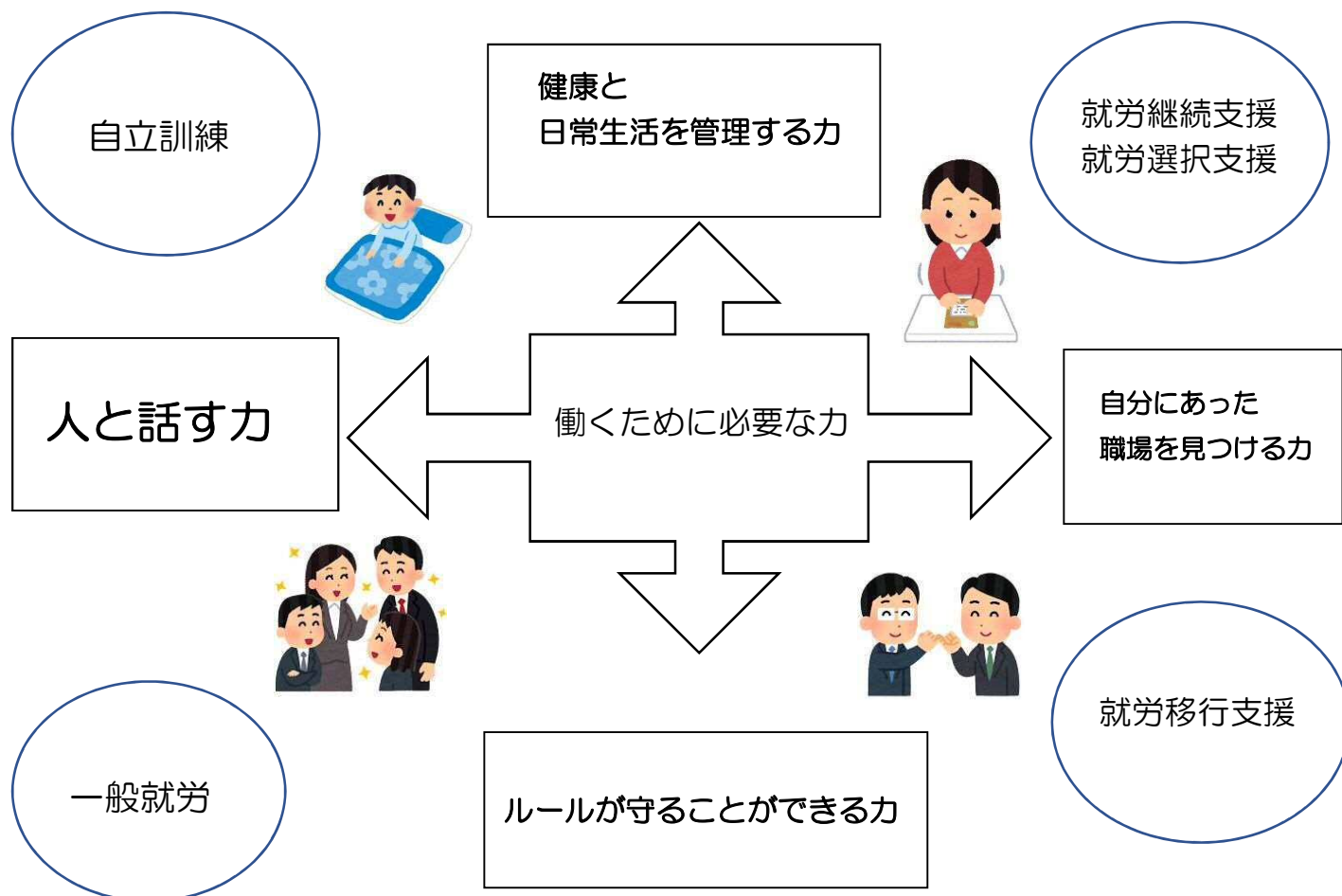
どんな働き方があるの？



自分にあった働き方ってどういうことだろう・・・働きかたの種類ってなに？

仕事を始めるために必要な力って何だろう？

そもそも、働くためにはどんな力が必要となるのでしょうか。



この中で苦手なことはありますか？

苦手なことの種類によって、訓練する内容が変わります。

仕事に関する相談窓口



(1) 川口公共職業安定所（ハローワーク川口）

川口市青木3-2-7

☎ 048-251-2901 ☎ 048-251-3664

(2) 埼玉障害者職業センター

さいたま市桜区下大久保136-1

☎ 048-854-3222 ☎ 048-854-3260

(3) 川口市障害者就労支援センター

川口市西青木5-2-43

☎ 048-259-3976 ☎ 048-240-1788

(4) 障害者就業・生活支援センターみなみ

戸田市新曽1993-21

☎ 048-432-8197 ☎ 048-229-3950

きがる かよ おな なや も なかま はなし
気軽に通ったり、同じ悩みを持つ仲間と話をしたり、

よ か たの
余暇を楽しめるところはありますか？

地域活動支援センター

障害のあるかたが通い、創作的活動や生産活動をしたり、社会との交流を支援します。市内に11ヶ所あります。

日中一時支援

障害のあるかたの家族の就労支援や介護者の一時的な休息のため、日中の活動の場を提供します。

当事者会・家族会

同じ悩みを持つ当事者や家族同士で集まり、語り合いや学びを通じてお互いに支えあう活動です。

まごころコール

こころの健康相談

心の健康（家族電話相談）

ボプリ電話相談 など

サークル活動

問い合わせ先

川口市社会福祉協議会かわぐちボランティアセンター

☎：048-227-7640

☎：048-227-7641

<出かけることをお手伝いするサービス>

○移動支援・・・外出で手助けが必要な場合にヘルパーが同行します。

○行動援護・・・自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○同行援護・・・重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

○重度訪問介護・・・重度の障害者で常に介護を必要とする人に、外出時の移動を補助します。

※サービスによっては、利用できない場合や利用できる時間が決められていることがあります。

<お問い合わせ・申請窓口>

川口市役所障害福祉課支援係 ☎ 048-259-7926 ☎ 048-259-7943

<生活サポート事業>

障害があるかたに、一時預かりやヘルパーの派遣による介護、外出の付き添いなどのサービスを時間単位で提供します。

※利用するには登録と費用の自己負担することが必要です。

<お問い合わせ・申請窓口>

川口市役所障害福祉課給付係 ☎ 048-271-9443 ☎ 048-259-7943

電車・バスの料金は障害を持っていると割引されるの？

電車・バスを使って出かけるときに、費用の負担が大変・・・助けてくれる制度はあるのかな

<JR・私鉄旅客運賃の割引について>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（第一種または第二種の記載のあるもの）を所持している方は、手帳を提示することで次のとおり割引されます。

※精神障害者保健福祉手帳で下記の場合、割引が適応となりません。ご注意ください。

- 第一種または第二種の記載が無い手帳（記載を希望する方は障害福祉課にお問合せ下さい。）
- 有効期限の切れた手帳
- 写真が貼付されていない手帳



【対象者】身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者の方

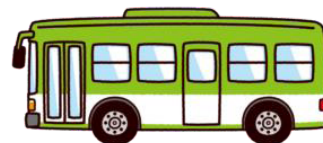
対象の方	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 ※特急券は割引対象外	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者、または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃は割引を適用しません。
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100kmを超える区間（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

【利用方法】

乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示してください。各私鉄に関しては、対象者、内容、利用方法ともJRの場合に準じます。各私鉄により割引内容が異なります。詳しくは、直接、各鉄道会社へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 JR各駅・私鉄各駅

<バス運賃の割引について>



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは、県内を発着するバスを利用する場合、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（等級は関係ありません）

対 象	乗車券の種類・割引率	取扱区間
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券 ・ 50% 定期乗車券 ・ 30%	埼玉県内路線バスの乗車区間

※第1種身体障害者手帳および第1種療育手帳所持者に関しては、介護者も同率割引されます。

※精神障害者保健福祉手帳については、写真の貼付のある場合のみ割引になります。

※各市町村のコミュニティバスは、各市町村の規程によります。

【お問い合わせ】 各バス会社営業所

なや 悩みごとはあるけれど、どこに相談したらいいの？

相談支援ってなに？

障害のあるかた、そのご家族のみなさんの思いに寄り添い、ご本人が望む生活に必要な情報の提供や説明を行います。

また、障害福祉サービスを利用する際は、相談支援専門員が計画と一緒に立て、サービス利用のための連絡を行います。

川口市内には10ヶ所の障害者相談支援センターがあります。

事業所名・所在地	連絡先
川口市障害者相談支援センター「わかゆり」 川口市赤井1227	(電話) 048-284-7122 (FAX) 048-287-3744
川口市障害者相談支援センター「きらり」 川口市八幡木1-19-5 2階	(電話) 048-287-1210 (FAX) 048-287-5020
川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」 川口市安行慈林995-10 メゾンツチャ1階	(電話) 048-286-4112 (FAX) 048-287-3316
川口市障害者相談支援センター「みぬま」 川口市木曽呂1374	(電話) 048-290-7371 (FAX) 048-294-4458
川口市障害者相談支援センター「社協」 川口市青木3-3-1 青木会館内	(電話) 048-259-0230 (FAX) 048-259-0323
川口市障害者相談支援センター「いまむら」 川口市幸町1-5-17 川口みちのくビル2階	(電話) 048-299-5063 (FAX) 048-258-1752
川口市障害者相談支援センター「めだか」 川口市戸塚3-37-11 2階	(電話) 048-229-7835 (FAX) 048-229-7837
川口市障害者相談支援センター「ひふみ」 川口市元郷1-3-19	(電話) 048-227-1236 (FAX) 048-227-1237
川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」 川口市芝西2-31-15 ウエストサイド1階	(電話) 048-485-1540 (FAX) 048-485-1680
川口市障害者相談支援センター「ほっと」 川口市西川口3-30-15 グレースハイツ1階	(電話) 048-290-8773 (FAX) 048-290-8774

※この10ヶ所以外にも相談支援事業所があります。川口市役所障害福祉課ホームページ事業所一覧をご確認ください。

<総合相談窓口>

川口市役所障害福祉課支援係

☎ 048-259-7926

📠 048-259-7943



たいせつ せいかつ まも 大切なものや生活を守るために

ヘルパーさんに来てもらうほどのことではないけれど、ほんのちょこっと困ったときに、助けてくれるサービスはないかな

お金を家族や他人が勝手に使ってしまう……。お金の管理ができなくなった……。

だまされて物を買ってしまった……。

こんなときに自分の生活や財産を守ってくれる制度として、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度があります。

福祉サービス利用援助事業ってなに？

知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

① 福祉サービス利用援助

福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。

② 日常生活上の手続き援助

日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝いをします。

③ 日常的金銭管理

日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

④ 書類預かりサービス

大切な書類などをお預かりします。



ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを行います。※このサービスは、地域の住民同士による助け合い活動です。

どんなことを手伝ってくれるの？

30分以内でできる簡単な作業 （例）電球交換、荷物の上げ下ろしなど

※専門性や継続性がある作業は行いません。

どんな人が利用できるの？

① おおむね65歳以上の単身または高齢者のみ世帯のかた

② 障害者手帳を取得している単身または障害者のみ世帯のかた

③ 高齢者と障害者のみ世帯のかた

※利用するためには契約手続きが必要です。

※利用料金がかかります。

<相談・お問い合わせ>

川口市社会福祉協議会

☎ 048-252-1294 📠 048-256-4344



成年後見制度ってなに？

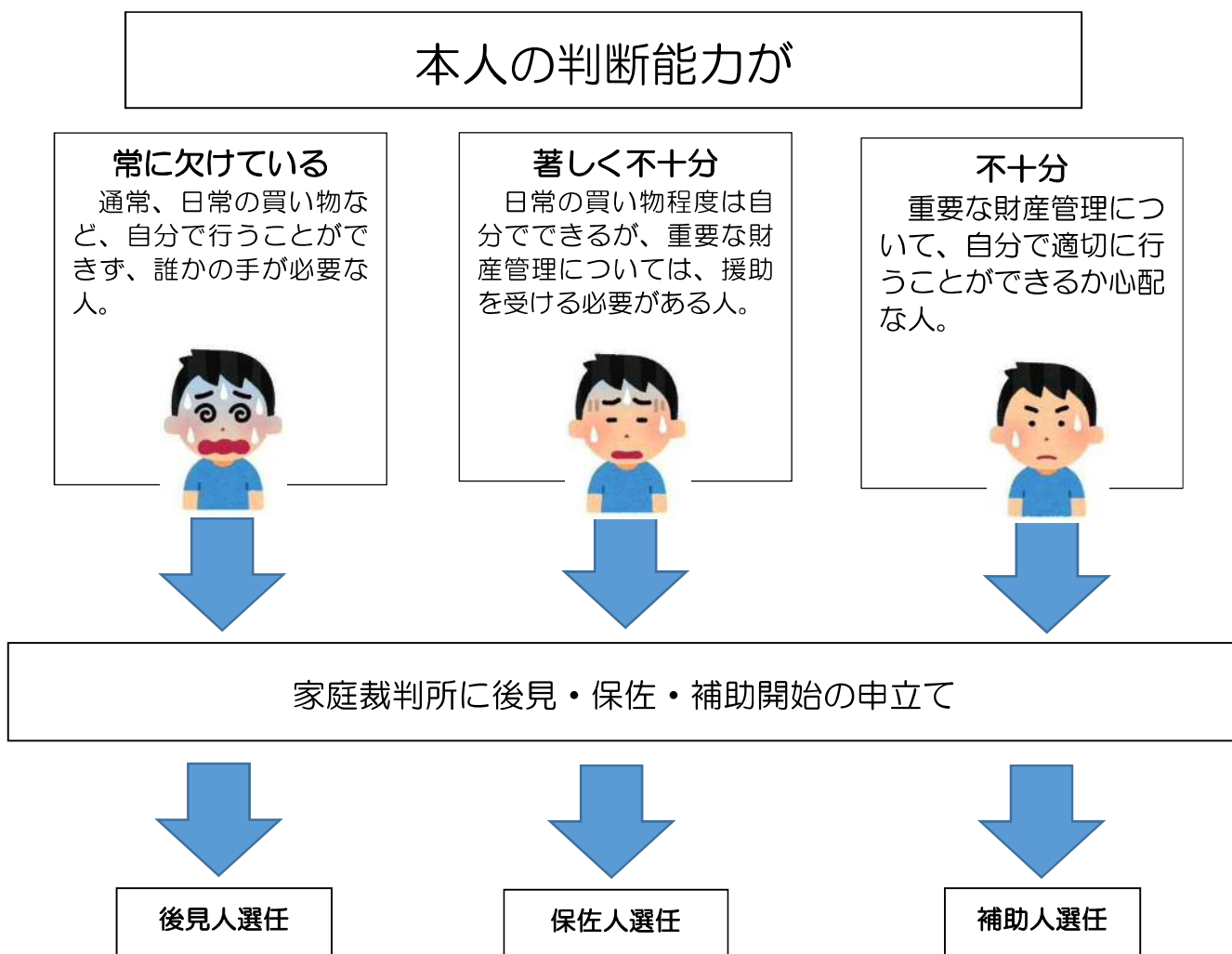
判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者などが、契約行為や財産の管理など不利益が生じることがないように地域で安心してくらすよう、ご本人を保護し支援する制度です。中でも法定後見制度とは、本人や一定の親族などが家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に応じ「後見人」「保佐人」「補助人」が選任され、法律上の権限に基づいて支援する制度をいいます。成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

<任意後見制度>

今は元気で判断能力はあるけれども、将来判断能力が不十分になったときのことを考え、あらかじめ後見人を選んでおきたいかたは、任意後見制度を利用することができます。

<法定後見制度>

既に判断能力が低下されているかたを対象に、以下のいずれかとなります。



<お問い合わせ>

川口市成年後見センター ☎ : 048-240-0410
☎ : 048-240-0411

虐待かな？と思ったら・・・川口市障害者虐待防止センターへご相談ください！！

通報を受けると、各関係機関と連携を取りながら適切な支援につなげます。（通報者のプライバシーは保護されます。）

障害のあるかたの権利を守るとともに、安心して地域で生活ができるよう、継続的に支援を行います。また、養護者の負担軽減への支援も行います。

こんなことが虐待です。

障害者虐待の種類	具体的な内容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、暴行を加え、身体を拘束すること。
性的虐待	わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
心理的虐待	著しい暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を怠ること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、財産上の利益を得ること。

【相談・通報窓口】

川口市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）

相談専用電話：048-259-7926（直通）（FAX）048-259-7943

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

【夜間及び休日の相談・通報】

埼玉県虐待通報ダイヤル：#7171 ※つながらない場合は 048-762-7533

川口市役所：048-258-1110（代表）



＜障害のある人もない人もともに住みよいまちづくりを＞

平成28年4月に施行され、令和6年4月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（令和6年4月より事業所が行う合理的配慮が義務化されました）を求めています。

みんながより良い生活を送るためには、制度や設備だけを整えても限界があります。

特別なことをしなくてよいので、できる範囲で配慮するなど、気がついたことがあれば、ぜひ実践してください。

人と人が支えあう街、それを川口市は目指しています。

メ モ

